2018年春闘・組織拡大
建交労道本部闘争速報
2018年5月24日／第39号
〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目北海道労働センター2F
TEL011-711-7377
FAX011-711-7388
e-mail／kenkoro-do@nifty.com

北海道交運共闘が労働局要請

交通運輸産業の安全・安心を

5月21日、北海道交運共闘は北海道労働局に、交通運輸労働者の労働条件改善に関する要請をおこないました。要請には北海道交運共闘の黒澤幸一議長をはじめ10人（建交労からは森国委員長、佐藤トラック部会長など8人）が参加しました。北海道労働局からは監督課の齋藤主任労働基準監察監督官、松原賃金室長などが対応しました。

黒澤議長は冒頭「公共としての交通運輸を守るためには、市場原理にまかせるのではなく、安心・安全ための規制強化が求められる。いま国会では『働き方改革』法案の審議がされている時期におこなうこの要請行動は重要だと考えている。真の労働者のための働き方改革が求められている中で、今日は実態も含めて意見交換をしたい」と要請の趣旨を述べました。

運輸交通業の違反率は84.8％

なお5月14日に北海道労働局が「平成29年に実施した監督指導の取りまとめと結果」を発表しましたが、違反事業場比率が最も高い業種が運輸交通業（84.8%）となっており、これにかかわっても意見交換しました。

「改善基準告示」の改正・法制化を

「改善基準告示の改正・法制化」についての回答は「厳正に監督指導をおこなっており、労働条件の引き上げのために法令遵守に全力をあげている。要請内容は本省に伝える」というものでしたが、交運共闘からは「運輸交通業の違反率は高いままで、監督指導の効果が見られない。規制の強化が必要だ」「国交省は睡眠不足での運転を禁止することにした。睡眠については時間だけでなく質も重要であり、車両内ベッドでの仮眠は休息時間として認めないようにすべきだ」「トラック労働者の中でも脳・心疾患による過労死が増えている。標準運賃が示されないことや人手不足により長時間労働となり、有給休暇もとれない状況だ。職場での労使関係の改善とともに、監督指導が重要なカギを握っている。監督官の増員は急務だ」などの意見を述べました。

最低賃金の引き上げと全国一律のトラック最賃の確立については、「中央最賃審議会の目安をふまえて北海道地方最低賃金審議会において10月1日の発効に向けての審議が今後行われる。全国一律の産業別最低賃金制度確立のための法的整備の提言については本省に伝える」などと回答しました。これに対して「ランク制があることで首都圏と地方の格差がどんどん広がる仕組みを変える必要がある」「道労連などが最低生計調査にとりくんでいるが、最低生活のために必要な額は全道的にも全国的にもほぼ同じだ」などと指摘しました。

労働基準監督官などの増員については「みなさんからの貴重な激励だと思っている。従来から増員要求しており、労災部署からの配置換えにより行政が弱体化しないようにすべきという指摘については、純増が筋ではあるが諸般の事情もあり、労災部署などが打撃を受けないようにしたいと考えている」と回答しました。

要請の最後に黒澤議長は「労使自治が崩れている現状があるが、今あるルールをしっかり守っていくことが大切だ。労働行政で働くみなさんの増員は必要不可欠であり、私たちの立場からもこの事を切にお願いをする」と述べました。